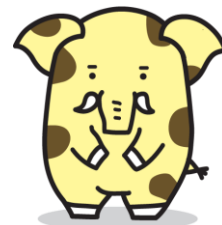


## ～こども医療費から大切なお知らせです～

新座市では、中学3年生までのお子さんが病気や怪我をした際に、安心して医療機関で受診できるよう「こども医療費支給制度」を実施しています。（令和3年3月31日診療分までは、高校生のお子様の通院分の医療費も支給対象です。）

医療費を大切に使い、限られた財源を有効に活用していくため、  
適正な受診について、

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



※医療費とは、健康保険証を提示して受診した際に、病院に支払う「医療費」や、病院でお薬を処方されたときに調剤薬局などに支払う「お薬代」などのことです。

### こどもの医療費が無料になるのはなぜですか？

医療費の7割分を健康保険組合が、3割分（自己負担分）をこども医療費制度により市が負担しているためです。実際には、健康保険制度は皆様が納めた保険料から、こども医療費支給制度は皆様が納めた税金から成り立っています。

※未就学児の場合は、8割分を健康保険、2割分（自己負担分）を市が負担しています。

### 病院などの窓口負担がゼロになる仕組みは？

こども医療費受給資格証と健康保険証を病院などの窓口で提示すると、支払いをせずに受診できたり、お薬をもらうことができます。

例 10,000 円の医療費がかかる場合は…

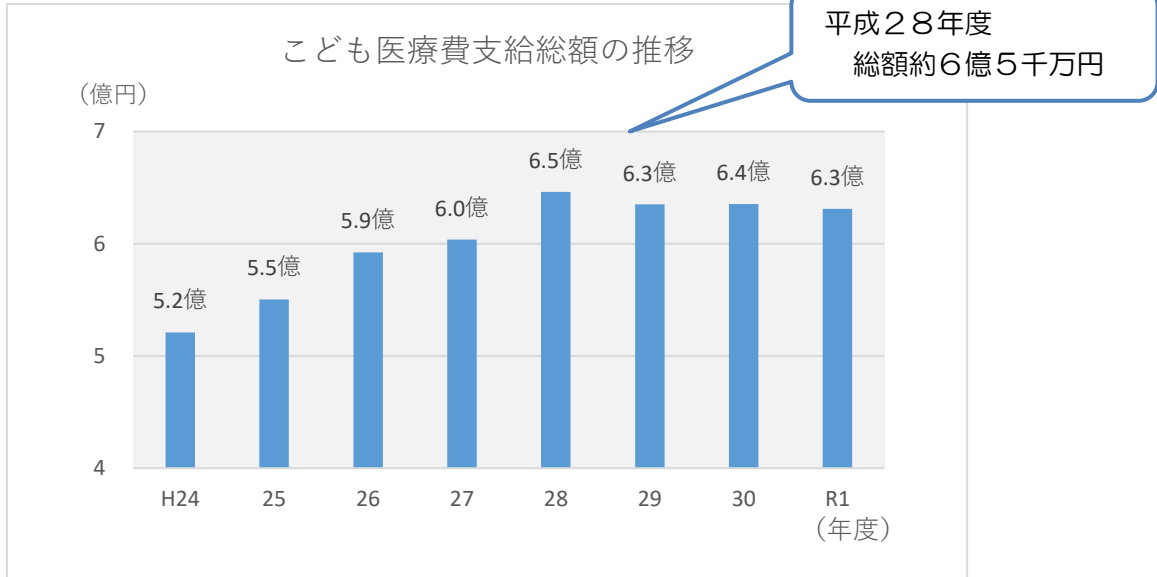
7,000 円	3,000 円
7割を健康保険組合が病院に支払います。	3割（自己負担分）を市（こども医療費制度）が病院に支払います。

受給資格証が使用できない場合（※）は、一度、窓口にて医療費（3割もしくは2割）をお支払いいただき、申請により支給をしています。

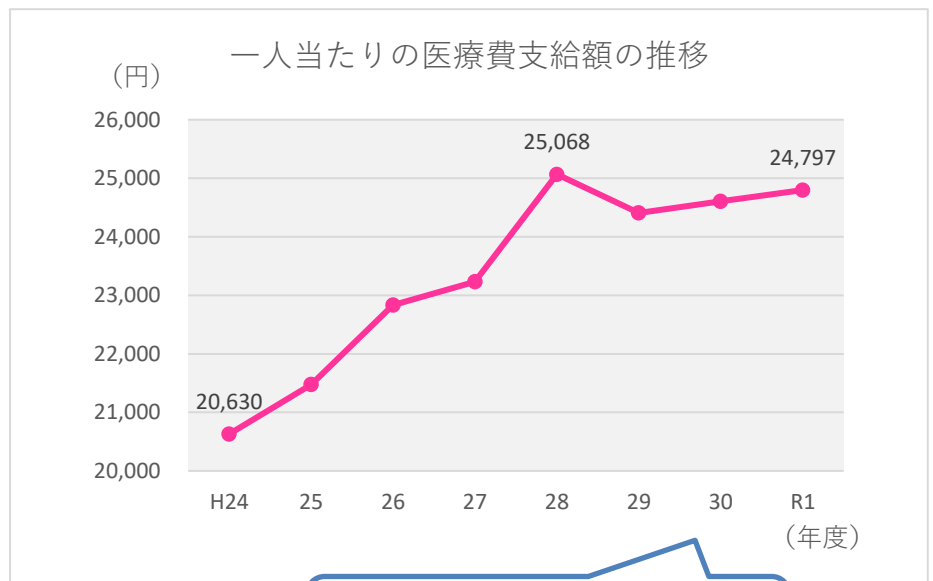
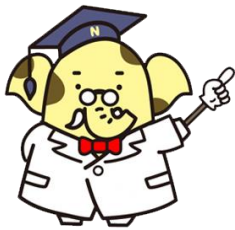
（※新座市・朝霞市・志木市・和光市以外の医療機関の場合、自己負担分が1か月21,000円を超える場合、入院の場合です。）

## 新座市のこども医療費の支給状況はどうなっているの？

新座市のこども医療費支給制度の支給額を見てみましょう。平成27年度には、支給総額が約6億円を超え、近年高止まりの傾向となっています。



お子様1人当たりの医療費も高止まりしていることがわかります。



近年は2万5千円辺りを推移

## こども医療費制度を守っていくために…

このまま医療費が増え続けていくと、こども医療費支給制度の維持が難しくなることが考えられます。上手に受診することで、早い回復だけでなく医療費の抑制にもつながります。それには、皆様お一人お一人のご協力が必要です。

## できることから行動しましょう！

普段の健康管理を大切にしましょう。



毎日3食をきちんと摂る「食習慣」や、運動やスポーツなど定期的に体を動かすなどの「運動習慣」を身につけ、病気になりにくい体づくりをしましょう。また、手洗い・うがいなども習慣づけ、風邪やインフルエンザ等の予防に努めましょう。

普段の健康管理をしてくれる「かかりつけ医」をもちましょう。

かかりつけ医とは、日常的な診療や健康管理などを行う身近な医療機関のことです。病気の経過や薬の効果をみながら治療を施してくれるため、必要最低限の治療で効果を上げることができます。

同じ病気で複数の医療機関を受診する「重複受診」や「はしご受診」は控えましょう

医療機関を変える度に初診料等がかかり、医療費を増加させてしまうだけでなく、治療に支障をきたすこともあります。気になることは、かかりつけ医に相談してみましょう。

ジェネリック医薬品を活用しましょう。



ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品（新薬）と同等の効能効果を持ち、先発医薬品よりも安価なため、医療費の軽減ができます。また、新しい技術で、味や飲み易さ、使用感が改良されたものもあります。使用については、医療機関や薬局で御相談ください。

救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診しましょう。

夜間や休日の救急医療は緊急に治療が必要な方のためのものです。また、休日や夜間の受診は、診療時間内に受診するよりも初診料が高く、医療費の増大を招きます。診療時間内に受診するよう心がけましょう。

医療機関に受診するか判断に困ったときは…



「救急電話相談（#8000もしくは048-833-7911）」を利用しましょう。症状に応じて、家庭での対処方や受診の必要性等について、適切なアドバイスが受けられます。（※受付時間：毎日午後7時～翌日午前8時まで）

**重要**

## 整骨院等にかかるとき

整骨院・接骨院・鍼灸院等（以下、整骨院等と言います。）での施術には、健康保険の対象となる場合とならない場合があります。

### 健康保険の対象となる場合

急性などの外傷性の打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）・骨折・脱臼  
※骨折・脱臼については医師の同意が必要です（応急処置を除く）

### 健康保険の対象とならない場合

単なる肩こり、筋肉疲労  
慰安目的のあん摩・マッサージ代替りの利用  
病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛み・こり  
脳疾患後遺症などの慢性病  
過去の交通事故等による後遺症  
症状の改善の見られない長期の治療  
医師の同意のない骨折や脱臼の治療（応急処置を除く） など

### 整骨院等にかかるときの注意事項

整骨院等の請求の中には、健康保険の対象とならない施術の請求や不適切な請求も一部見受けられ、社会問題となっています。

- ① 負傷の原因を正しく伝えましょう。
- ② 療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ず自分で署名または捺印しましょう。

※「療養費支給申請書」は、受診者が整骨院等に健康保険組合への治療費の請求を委任するものです。健康保険の対象となる施術の場合、受診者は1か月ごとに、傷病名、施術内容、施術日数、金額を確認した上で、「療養費支給申請書」に署名または捺印する必要があります。

- ③ 治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう。

※ 長期間治療を受けても快方に向かわない場合は、内的要因も考えられますので、一度医師の診断を受けることを推奨します。

新座市こども未来部こども給付課  
電話：048-424-9620（直通）

